

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
松川町農業振興地域整備促進協議会
- 2 開催日時
令和7年5月23日（金） 午後2時30分から 午後3時25分まで
- 3 開催場所
松川町役場 大会議室
- 4 出席者氏名
松川町農業振興地域整備促進協議会構成員
松川町農業委員会会長 他 農業委員会委員 14名
松川町議会議員 3名
松川町商工会長
区会代表 3名
JAみなみ信州松川支所長
幹事・事務局
南信州農業農村支援センター技術経営普及課係長、
JAみなみ信州松川支所営農課長、
産業観光課長、農業振興係長、農地利用推進員、農林係長、農林係員
- 5 議題（公開又は非公開の別）
（1）松川町農業振興地域整備計画の一部変更について
- 6 非公開の理由（会議を非公開とした場合）
—
- 7 傍聴人の数
0人
- 8 会議資料の名称
・松川町農業振興地域整備促進協議会次第及び資料
- 9 審議の概要
（1）開会（事務局長）

(2) 挨拶 (会長)

(3) 報告事項

- ・ 軽微変更等の報告
- ・ 令和6年11月審議会において審議した申請案件の経過について

(4) 協議事項

松川町農業振興地域整備計画の一部変更について
議案第1号 (農振編入) 3件

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 1,465 m² 第2種農地

○竹村委員説明

場所は国道153号線の鶴部交差点から東へ400メートルほど行った左側。県農業開発公社を通じて売買予定。次の所有者が就農者であり補助金の申請にあたり農振農用地であることが条件であるため編入したい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】 全員賛成 可決

○事務局説明

2番 大島 2筆 合計 1,689 m² 第1種農地

○大場武吉委員説明

場所は県道飯島飯田線沿いの大島南部から増野に入ってすぐの中央自動車道側。県農業開発公社を通じて売買予定。売買成立後も梨・リンゴの畑として使用する予定となっている。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】 全員賛成 可決

○事務局説明

3番 元大島 1筆 1,353 m² 第2種農地

○大場健彦委員

場所は城山の南側の斜面の部分。県農業開発公社を通じて売買予定。所有者の祖父が亡くなられてからは農地として十分な活用がされていなかったが、今後は近所の認定農業者の方がりんご畑として使用する予定である。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】 全員賛成 可決

議案第 2 号（農振除外） 6 件

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 427 m²の内 244 m² 住宅 1 棟・倉庫 第 2 種農地

○大島委員欠席のため事務局説明（代読）

場所は台城公園を西へ 200 メートルほどいったところ。申請者は土地所有者の息子。子どもも増え手狭になってきたことから実家の隣に住宅を建設する計画である。申請者は実家の農業を継ぐため、実家の近くであることを条件として探していた。実家の宅地内に住宅を建設するが、申請地にはみ出してしまうため、今回分筆して除外したいというもの。近隣の同意も得られており、上下水道は実家からひくとのことで、特に問題ないかと思う。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】 全員賛成 可決

○事務局説明

2 番 元大島 1 筆 3,950 m²の内 322 m² 住宅 1 棟 第 1 種農地

○大場武吉説明

場所は堤原地籍。子どもたちが大きくなり手狭になってきたため、住宅を建設したいというもので、果樹園ではあるが、必要な部分のみ分筆して除外したい。ご審議願いたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】 全員賛成 可決

○事務局説明

3 番 元大島 1 筆 1,734 m²の内 199 m² 住宅 1 棟 第 2 種農地

○大場健彦委員

場所は名子中央保育園から南へ 50 メートルほど行ったところ。全体の農地の必要な部分のみ分筆して住宅を建設したいというもの。申請者は現在飯田市でアパート暮らしをしているが、実家の近くに戻ってきて家を建てたいということで、やむを得ないと思われる。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】 全員賛成 可決

○事務局説明

4番 上片桐 1筆 889㎡の内 310.74㎡ 住宅1棟 第2種農地

○竹村委員説明

場所は熊野神社から東に200メートルほど行って北に100メートルほど入ったところ。申請者は土地所有者の息子であり、現在は両親と別居しているが結婚を機に両親の近くに住み、農業経営を引き継ぐことも視野に入れ、実家の近くに住宅を建てたいという計画。近隣の方にも同意を得られており、現地を確認したが、特に問題ないと思われる。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】全員賛成 可決

○事務局説明

5番 元大島 1筆 289㎡ 進入路・駐車場3台 第2種農地

○赤羽目委員説明

場所は神護原神社から南へ入ったところ。地図の青枠は申請者が購入予定の住宅であるが、この住宅を購入しようとした際に進入路が農振農用地のまま残っていることがわかり、今回除外の申請をすることとなった。他に進入できる所はないため、致し方ないと考える。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

【採決】全員賛成 可決

○事務局説明

6番 上片桐 2筆 合計 4,724㎡ 宅地造成 第3種農地

○佐々木委員説明

今事務局から説明があったとおり、地図の方角等については南北が逆になっているのでご了承いただきたい。場所は地図にある直売所の100メートルほど東へ行ったところ。申請者は子育て世代を対象とする宅地分譲を目的に土地を探していた。最初に検討したところは手狭で地形も悪く他のところを検討していた。今回の申請地は北小にも駅にも近く理想的な条件である。申請地は現在休耕地で、今後も後継者のあてもなく農業をするのは難しいということである。宅地造成分譲後の雨水は地下浸透、生活雑排水は公共下水道につなげる。隣接農地の方の同意も得ているが、申請地の南西方向にハウスで農業をされている方がいるため、その方に支障のないようにしていただきたいこと、また設計段階で相談いただくとありがたいということだったので、このことについて申請者に申し伝えてある。この隣接の農地に入るには細い土手のような道を通ら

なければならないが、造成する際にこの道が無くなることのないように申し添えた。ご審議願いたい。

○会長

ここで一点説明を願いたい。今までの申請部分については申請者が個人だったのでいいが、今回は町の土地開発公社から申請が出てきているため、説明をお願いしたい。初めて聞く方もいると思うので、町の土地開発公社はどのようなものかというものも含めて。

○事務局長

松川町土地開発公社の事業概要と今回この事業の計画に至った経過について追加で説明する。松川町土地開発公社は以前から町有地等を活用して住宅団地の造成をしてそれぞれ分譲をしてきた経過がある。ここ最近では宮ヶ瀬の団地が最後に10年ほどは動きがなかった中で、新たに上片桐を中心に人口減少を食い止めようということで土地開発公社が中心となり造成の計画をたて土地を探していた。いくつか候補をあたっていく中で今回この計画に結び付き、それぞれ上片桐地区で子育て世帯に特化した分譲ができるのではないかとということで、町としても進めているところである。またご質問あればお答えさせていただく。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

○上片桐区長

一つだけ意見させていただく。上片桐が宅地造成していくにはこの地帯は非常にいい場所と自負している。そういった中で宅地を増やしていただき、上片桐区の人口減少に歯止めをかけていただければ幸いと思う。それに関してこの周囲の既存の道路が狭く危険な面もある。道路開発も考えながら宅地造成をしていただきたい。道路の関係はこことは関係ないかと思われるが付随して行われることで優良な住宅地になると思うので、区のほうからお願いしたいと思う。

○事務局長

担当課のほうへご意見として伝えていく。それぞれ担当課より相談があった場合にはご協力をいただければと思う。

○斎藤委員

面積を足すと約4,700㎡。3,000㎡以上だと開発行為の対象にはならないか。

○事務局長

今回の農振除外の判断をいただきながら、だんだんに同時進行で進めていくことになるかと思う。担当課にも指導していく。

○斎藤委員

平面図がついているが、先ほども軽微変更の報告があり、住宅の面積の変更などで変更申請を出すなどあるが、この平面図により県のほうで審査するのか、それによってまた軽微変更などがうまれてくるのではないかと心配されるため今聞いている。また、先月の農業委員会でいくつか農業委員のほうから質問等が出ているが、その点について担当課から回答があったのかどうかもお聞きしたい。

○佐々木委員

県へ出す書類は地図の方角等きちんと合っているものを提出する。

○斎藤委員

そうではなくて、平面図を県へ出した場合に、また開発行為等があつて変更があつた場合には、軽微変更として書類を出す必要があるかどうかということをお聞きしたい。

○事務局回答

除外の面積の変更は認められないが、その除外面積の中で内容は変わらず、中身の面積等が変わつた場合には、計画の変更を出していただいている。今回も造成の高さや区分面積の変更等があつた場合には、計画変更を出していただく対象になってくると考えている。もう一つ質問のあつた件について担当課に確認したところ、区会・自治会長には話をされており、自治会長も4月から変わられたため、新しい自治会長にも話をされたということである。自治会長も組長と話す機会があり、そこで周知をしていただいているということは確認している。自治会の加入等に関しては、今後検討していきたいということで話を聞いているので報告させていただく。

【採決】 大多数の賛成 可決

(5) その他 なし

(6) 閉会 (副会長)